

## 法人町民税の申告について

(令和元年10月～)

埼玉県伊奈町

当町の法人町民税の税率は、均等割については標準税率を、法人税割については資本金等の額による超過不均一税率を採用しています。

### 1 均等割の税率

法 人 等 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額 5万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円

## 2 法人税割の税率

適用区分	平成26年10月1日～令和元年9月30日に開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率
(1) 資本金等の額が1億円を超える法人等または課税標準となる法人税額が年400万円を超える法人等	11.9%	8.2%
(2) (1)以外の法人等	10.5%	6.8%

- 1 「資本金等の額」及び「従業者数」は算定期間の末日で判断しますので、必ず申告書へご記入願います。
- 2 課税標準となる法人税額が、年400万円を超えるかどうかの判定については、分割法人の場合、関係市町村に分割する前の課税標準となる法人税額で判定します。
- 3 法人税額の算定期間が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が「400万円×算定期間の月数（端数月切上げ）÷12」を超える法人等が該当します。

### \*法人町民税の納付について

#### 納付場所

伊奈町役場

伊奈町役場指定金融機関 埼玉りそな銀行

#### 収納代理金融機関

りそな銀行 武蔵野銀行 東和銀行 埼玉県信用金庫

中央労働金庫 さいたま農業協同組合

※郵便局、ゆうちょ銀行では納付できませんので、ご注意ください。

<お問合せ>埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地

伊奈町役場税務課町民税係

048-721-2111 (内線2151・2152)

### 償却資産の申告について

償却資産とは、事業を営む法人が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に毎年1月末日までに申告することになっています。

償却資産の申告につきましては、伊奈町税務課固定資産税係(内線2156)までお問い合わせ願います。